

農山漁村振興交付金の配分基準について

7 農 振 第 659 号
令和 7 年 6 月 6 日
農 林 水 産 省
農 村 振 興 局 長 通 知

最終改正 令和 8 年 4 月 7 日 7 農振第2448号

農山漁村振興交付金については、農山漁村振興交付金交付等要綱（令和 3 年 4 月 1 日付け 2 農振第 3695 号農林水産事務次官依命通知）が定められているが、このうち同要綱別表 2 に掲げる事業（地域資源活用価値創出対策（創出支援型）の地域資源活用・地域連携都道府県サポート事業、同対策（農泊推進型）の広域ネットワーク推進事業（都道府県単位における取組）、同対策（農福連携型）の普及啓発・専門人材育成推進対策事業（都道府県専門人材育成支援）、中山間地農業推進対策の農村型地域運営組織形成推進事業（農村型地域運営組織形成伴走支援の都道府県単位における取組）及び山村活性化対策を除く。）の配分基準について、別紙のとおり定めたので、御了知の上、本交付金の実施につき、適切な御指導をお願いする。

農山漁村振興交付金の配分基準

農山漁村振興交付金のうち農山漁村振興交付金交付等要綱（令和３年４月１日付け２農振第３６９５号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）の別表２に掲げる事業（地域資源活用価値創出対策（創出支援型）の地域資源活用・地域連携都道府県サポート事業、同対策（農泊推進型）の広域ネットワーク推進事業（都道府県単位における取組）、同対策（農福連携型）の普及啓発・専門人材育成推進対策事業（都道府県専門人材育成支援）、中山間地農業推進対策の農村型地域運営組織形成推進事業（農村型地域運営組織形成伴走支援の都道府県単位における取組）及び山村活性化対策を除く。以下「配分対象事業」という。）の配分基準については、以下のとおりとする。

第１ 前年度からの継続事業に対する配分

事業実施期間が複数年の事業の２年度目以降の実施に要する額のうち、事業実施計画又は年度別事業実施計画に基づく当該年度の事業の実施に要する額を交付事業者又は間接交付事業者に対し配分する。

第２ 当年度からの新規事業の成果目標等に応じた配分

- 配分対象事業に係る予算の全体額から第１に要する額を減じた額の範囲内で、以下の方法により配分額を算定することとする。

（１） 配分方法

ア 配分対象事業について、別表１から別表６までの算定式に基づき算定したポイントの合計値の高い順に別紙様式農山漁村振興推進計画（案）に並べ、予算額の範囲内でポイントが上位の申請事業から順に交付金を配分する。

イ アにおいて、同ポイントとなる申請事業が複数ある場合には、要望額が小さい順に交付金を配分する。

ウ アにおいて、農山漁村活性化対策推進交付金又は農山漁村活性化対策整備交付金のそれぞれの予算額の範囲内で配分する。

なお、同一の事業期間に実施するものとして、両交付金において配分対象事業のうち対策・型が同一の事業（地域資源活用価値創出対策（農泊推進型）若しくは同対策（農福連携型）又は最適土地利用総合対策に限る。）を併せて申請する場合、いずれかの交付金で配分可能額が交付金要望額を下回る場合は、当該申請事業に係る両交付金の配分を行わないこととする。

- 各申請事業の上限要望額は、農村振興局長が別に定めるところによる。

- （１）アにより配分した結果、配分可能額が申請事業の要望額を下回る場合には、当該配分可能額が配分可能な申請事業に対し配分する。

- １により算定した配分額を、交付事業者又は間接交付事業者ごとに合計した額をそれぞれの事業者の配分額とする。

第３ 配分基準の考え方を見直し

本通知の配分基準の考え方については、個別地区の成果目標の実績、総合的な政策推進の観点等を踏まえ、必要に応じ、見直しを行うものとする。

第４ 配分対象とする事業者の制限

- 1 過去3年以内に、次のいずれかに該当することにより、補助事業等の交付決定の取消しを受けた、又は交付決定の取消しによらず補助金等の返還を行った事業者（地方公共団体を除く。）が申請する事業については、配分を行わないものとする。
 - （1）補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容又はこれに附した条件その他の法令又はこれに基づく各省各庁の長の処分に違反した場合
 - （2）間接補助金等の他の用途への使用をし、その他間接補助事業等に関して法令に違反した場合
- 2 過去3年の起算点
 - （1）交付決定の取消しを受けた場合：交付決定取消日
 - （2）交付決定の取消しによらず補助金等を返還した場合：補助金等の返還日

附 則

- 1 この通知は、令和7年6月6日から施行する。
- 2 この通知の制定前の配分基準に基づいて実施している事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この通知は、令和8年4月7日から施行する。

別表 1 (成果目標に基づくポイント)

各事業区分における達成すべき成果目標、ポイント等は以下のとおりとする。

事業区分ごとに、該当する種別の中から、2つまで種別を選択の上、達成すべき成果目標ポイント及び成果目標に対する現況値ポイントについて記載するものとする。なお、ポイントの上限は30点とし、達成すべき成果目標の達成時期は、各事業の実施要領で定める目標年度までとする。

また、記入した現況値が妥当であることを確認できる資料の提出がない場合、達成すべき成果目標ポイント及び成果目標に対する現況値ポイントいずれも最低ポイントを加算することとする。

事業区分	種別	達成すべき成果目標ポイント	成果目標に対する現況値ポイント
地域資源活用価値創出対策 (地域活性化型) 活動計画策定事業 ※A1の選択を必須とする。	A1	・地域資源を活用した新たな付加価値創出の取組の増加数 4以上……………10ポイント 3……………8ポイント 2……………4ポイント 1……………2ポイント	・現時点における地域資源を活用した付加価値創出の取組数 4以上……………5ポイント 3……………4ポイント 2……………3ポイント 1……………2ポイント 0……………1ポイント
	A2	・移住又は移住を希望している人数の増加数(人) 70 $\leq$ X……………10ポイント 60 $\leq$ X<70……………8ポイント 30 $\leq$ X<60……………6ポイント 20 $\leq$ X<30……………4ポイント X<20……………2ポイント	・現時点における移住又は移住の希望者数(人) 40 $\leq$ X……………5ポイント 30 $\leq$ X<40……………4ポイント 20 $\leq$ X<30……………3ポイント 10 $\leq$ X<20……………2ポイント X<10……………1ポイント
	A3	・交流人口の増加数(人) 3,000 $\leq$ X……………10ポイント 1,000 $\leq$ X<3,000……………8ポイント 500 $\leq$ X<1,000……………6ポイント 150 $\leq$ X<500……………4ポイント X<150……………2ポイント	・現時点における交流人口数(人) 3,000 $\leq$ X……………5ポイント 700 $\leq$ X<3,000……………4ポイント 500 $\leq$ X<700……………3ポイント 300 $\leq$ X<500……………2ポイント X<300……………1ポイント
地域資源活用価値創出対策 (創出支援型)※注1 地域資源活用・地域連携推進支援事業	B1	・付加価値額の増加率(%) 50<X……………10ポイント 30<X $\leq$ 50……………8ポイント 20<X $\leq$ 30……………6ポイント 8<X $\leq$ 20……………4ポイント X $\leq$ 8……………2ポイント	・事業実施主体の経営における付加価値率(事業実施主体の売上高に対する付加価値額の割合、申請時、%) 50<X……………5ポイント 40<X $\leq$ 50……………4ポイント 30<X $\leq$ 40……………3ポイント 20<X $\leq$ 30……………2ポイント X $\leq$ 20……………1ポイント
	B2	・売上高の増加率(%) 25<X……………10ポイント 15<X $\leq$ 25……………8ポイント 10<X $\leq$ 15……………6ポイント 6<X $\leq$ 10……………4ポイント X $\leq$ 6……………2ポイント	・事業実施主体の経常利益率(事業実施主体の売上高に占める経常利益の割合、申請時、%) 24<X……………5ポイント 10<X $\leq$ 24……………4ポイント 4<X $\leq$ 10……………3ポイント 2<X $\leq$ 4……………2ポイント X $\leq$ 2……………1ポイント

事業区分	種別	達成すべき成果目標ポイント	成果目標に対する現況値ポイント
地域資源活用価値創出対策 (産業支援型)	C1	・付加価値額の増加率(%) $80 < X \cdots \cdots 10$ ポイント $70 < X \leq 80 \cdots \cdots 8$ ポイント $35 < X \leq 70 \cdots \cdots 6$ ポイント $5 < X \leq 35 \cdots \cdots 4$ ポイント $X \leq 5 \cdots \cdots 2$ ポイント	・事業実施主体の経営における付加価値率 (事業実施主体の売上高に対する付加価値 額の割合、申請時、%) $50 < X \cdots \cdots 5$ ポイント $40 < X \leq 50 \cdots \cdots 4$ ポイント $30 < X \leq 40 \cdots \cdots 3$ ポイント $20 < X \leq 30 \cdots \cdots 2$ ポイント $X \leq 20 \cdots \cdots 1$ ポイント
	C2	・売上高の増加率(%) $45 < X \cdots \cdots 10$ ポイント $40 < X \leq 45 \cdots \cdots 8$ ポイント $30 < X \leq 40 \cdots \cdots 6$ ポイント $20 < X \leq 30 \cdots \cdots 4$ ポイント $X \leq 20 \cdots \cdots 2$ ポイント	・事業実施主体の経常利益率(事業実施主 体の売上高に占める経常利益の割合、申請 時、%) $24 < X \cdots \cdots 5$ ポイント $10 < X \leq 24 \cdots \cdots 4$ ポイント $4 < X \leq 10 \cdots \cdots 3$ ポイント $2 < X \leq 4 \cdots \cdots 2$ ポイント $X \leq 2 \cdots \cdots 1$ ポイント
地域資源活用価値創出対策 (農泊推進型)※注2 ・農泊推進事業 ・人材活用事業 ・農家民宿転換促進費 ・市町村・中核法人型 ・農家民泊経営者等実施型	D1	・事業実施主体構成員の宿泊等の売上額の 増加率(%) $170 \leq X \cdots \cdots 10$ ポイント $60 \leq X < 170 \cdots \cdots 8$ ポイント $30 \leq X < 60 \cdots \cdots 6$ ポイント $10 \leq X < 30 \cdots \cdots 4$ ポイント $X < 10 \cdots \cdots 2$ ポイント	・事業実施主体構成員の宿泊等の事業申請 時点における直近1年間の売上額(万円) $7,000 \leq X \cdots \cdots 5$ ポイント $2,500 \leq X < 7,000 \cdots \cdots 4$ ポイント $500 \leq X < 2,500 \cdots \cdots 3$ ポイント $100 \leq X < 500 \cdots \cdots 2$ ポイント $X < 100 \cdots \cdots 1$ ポイント
	D2	・事業実施主体構成員の年間延べ宿泊者数 の増加率(%) $150 \leq X \cdots \cdots 10$ ポイント $60 \leq X < 150 \cdots \cdots 8$ ポイント $30 \leq X < 60 \cdots \cdots 6$ ポイント $10 \leq X < 30 \cdots \cdots 4$ ポイント $X < 10 \cdots \cdots 2$ ポイント	・事業実施主体構成員の年間延べ宿泊者数 の現況値(人) $5,000 \leq X \cdots \cdots 5$ ポイント $1,000 \leq X < 5,000 \cdots \cdots 4$ ポイント $400 \leq X < 1,000 \cdots \cdots 3$ ポイント $100 \leq X < 400 \cdots \cdots 2$ ポイント $X < 100 \cdots \cdots 1$ ポイント

注1 創出支援型については、現況値が 0(ゼロ)の場合、成果目標ポイントは一律最高ポイント(10 ポイント)を加算し、現況値は最低ポイント(1ポイント)を加算する。

注2 農泊推進型については、成果目標に対する現況値が 100 未満の場合(新規事業として着手するため現況値が測定できない場合を含む)、達成すべき成果目標における増加率の計算は、現況値を 100 として計算することとする。現況値は最低ポイント(1ポイント)となる。

事業区分	種別	達成すべき成果目標ポイント	成果目標に対する現況値ポイント
地域資源活用価値創出対策 (農福連携型) ・農福連携支援事業 ・整備事業	E1	・農福連携を行う事業実施主体が整備した農林水産物生産施設等で作業に従事(雇用・就労)する新規の障害者等の人数(人) $10 \leq X$ ……………10ポイント $8 \leq X < 10$ ……………8ポイント $6 \leq X < 8$ ……………6ポイント $5 \leq X < 6$ ……………4ポイント $3 \leq X < 5$ ……………2ポイント	・農福連携を行う事業実施主体で農林水産業に従事(雇用・就労)している現況の障害者等の人数(人) $6 \leq X$ ……………5ポイント $5 \leq X < 6$ ……………4ポイント $4 \leq X < 5$ ……………3ポイント $1 \leq X < 4$ ……………2ポイント 0 ……………1ポイント
	E2	・農福連携を行う事業実施主体が整備した農林水産物生産施設等で生産した農林水産物及び加工品等の売上増加額(千円) $15,000 \leq X$ ……………10ポイント $8,000 \leq X < 15,000$ ……………8ポイント $4,000 \leq X < 8,000$ ……………6ポイント $2,000 \leq X < 4,000$ ……………4ポイント $0.001 \leq X < 2,000$ ……………2ポイント	・農福連携を行う事業実施主体が生産した農林水産物及び加工品等の事業申請時点における直近1年間の売上高(千円) $2,000 \leq X$ ……………5ポイント $1,000 \leq X < 2,000$ ……………4ポイント $250 \leq X < 1,000$ ……………3ポイント $0.001 \leq X < 250$ ……………2ポイント 0 ……………1ポイント
地域資源活用価値創出対策 (定住促進・交流対策型)	F1	・交流人口の増加数(人/年) $180,000 \leq X$ ……………10ポイント $80,000 \leq X < 180,000$ ……………8ポイント $60,000 \leq X < 80,000$ ……………6ポイント $10,000 \leq X < 60,000$ ……………4ポイント $500 \leq X < 10,000$ ……………2ポイント	・事業申請時点における国費(※)当たりの交流人口の増加数(人/国費(百万円)) $650 \leq X$ ……………5ポイント $600 \leq X < 650$ ……………4ポイント $350 \leq X < 600$ ……………3ポイント $250 \leq X < 350$ ……………2ポイント $30 \leq X < 250$ ……………1ポイント ※国費とは、事業費のうち国費分を指す。以下同じ。
	F2	・地域産物の販売額の増加額(百万円/年) $80 \leq X$ ……………10ポイント $35 \leq X < 80$ ……………8ポイント $30 \leq X < 35$ ……………6ポイント $10 \leq X < 30$ ……………4ポイント $3 \leq X < 10$ ……………2ポイント	・事業申請時点における国費当たりの販売額の増加額(百万円/国費(百万円)) $1.0 \leq X$ ……………5ポイント $0.3 \leq X < 1.0$ ……………4ポイント $0.15 \leq X < 0.3$ ……………3ポイント $0.1 \leq X < 0.15$ ……………2ポイント $0.05 \leq X < 0.1$ ……………1ポイント
	F3	・定住人口の増加数(人/年) $3.0 \leq X$ ……………10ポイント $2.0 \leq X < 3.0$ ……………8ポイント $1.5 \leq X < 2.0$ ……………6ポイント $1.0 \leq X < 1.5$ ……………4ポイント $0.5 \leq X < 1.0$ ……………2ポイント	・事業申請時点における国費当たりの定住人口の増加数(人/国費(百万円)) $0.05 \leq X$ ……………5ポイント $0.04 \leq X < 0.05$ ……………4ポイント $0.02 \leq X < 0.04$ ……………3ポイント $0.01 \leq X < 0.02$ ……………2ポイント $0.005 \leq X < 0.01$ ……………1ポイント
	F4	・雇用者数の増加数(人/年) $10.0 \leq X$ ……………10ポイント $5.0 \leq X < 10.0$ ……………8ポイント $3.0 \leq X < 5.0$ ……………6ポイント $1.0 \leq X < 3.0$ ……………4ポイント $0.3 \leq X < 1.0$ ……………2ポイント	・事業申請時点における国費当たりの雇用者の増加数(人/国費(百万円)) $0.07 \leq X$ ……………5ポイント $0.05 \leq X < 0.07$ ……………4ポイント $0.02 \leq X < 0.05$ ……………3ポイント $0.01 \leq X < 0.02$ ……………2ポイント $0.005 \leq X < 0.01$ ……………1ポイント
	F5	・滞在者及び宿泊者数の増加数(人/年) $5,000 \leq X$ ……………10ポイント $3,000 \leq X < 5,000$ ……………8ポイント $2,000 \leq X < 3,000$ ……………6ポイント $900 \leq X < 2,000$ ……………4ポイント $400 \leq X < 900$ ……………2ポイント	・事業申請時点における国費当たりの滞在者及び宿泊者の増加数(人/国費(百万円)) $70 \leq X$ ……………5ポイント $40 \leq X < 70$ ……………4ポイント $20 \leq X < 40$ ……………3ポイント $10 \leq X < 20$ ……………2ポイント $5 \leq X < 10$ ……………1ポイント

事業区分	種別	達成すべき成果目標ポイント	成果目標に対する現況値ポイント
中山間地農業推進対策 中山間地農業ルネッサンス推進事業 (1)中山間地農業ルネッサンス推進支援 ※G1の選択を必須とする。	G1	・事業実施計画における目標設定数(①所得向上、②人材の確保・育成、③地域コミュニティの維持、④その他) 4項目……………10ポイント 3項目……………8ポイント 2項目……………4ポイント 1項目……………2ポイント ※目標年度:事業着手年度末	(事業実施主体が都道府県の場合) ・都道府県(都道府県内のうち事業実施に関係する地域に該当する市町村の合計)の人口減少率(H7～R2年の比較) 15%以上……………5ポイント 10%以上～15%未満……………4ポイント 7%以上～10%未満……………3ポイント 2%以上～7%未満……………2ポイント 2%未満……………1ポイント (事業実施主体が市町村又は地域協議会の場合) ・市町村の人口減少率(H7～R2年の比較) 35%以上……………5ポイント 27%以上～35%未満……………4ポイント 19%以上～27%未満……………3ポイント 7%以上～19%未満……………2ポイント 7%未満……………1ポイント
	G2	・研修会、検討会、説明会等の開催数(回) 4回以上……………10ポイント 3回……………8ポイント 2回……………4ポイント 1回……………2ポイント ※目標年度:事業着手年度末	・直近5か年の当該地方公共団体における同事業の実施状況(当該地方公共団体は、事業実施主体が地域協議会の場合は当該地域協議会が存する市町村に読み替える。) 1地区又は活用なし……………5ポイント 2地区……………4ポイント 3地区……………3ポイント 4地区……………2ポイント 5地区……………1ポイント
	G3	・研修会、検討会、説明会等の参加者数(人) 100人以上……………10ポイント 40人～99人……………8ポイント 20人～39人……………6ポイント 10人～19人……………4ポイント 10人未満……………2ポイント ※目標年度:事業着手年度末	・直近5か年の当該地方公共団体における同事業の実施状況(当該地方公共団体は、事業実施主体が地域協議会の場合は当該地域協議会が存する市町村に読み替える。) 1地区又は活用なし……………5ポイント 2地区……………4ポイント 3地区……………3ポイント 4地区……………2ポイント 5地区……………1ポイント
	G4	・試験導入、新規作物、モデル事例、商品開発等の取組数(品目、種類) 4以上……………10ポイント 3……………8ポイント 2……………4ポイント 1……………2ポイント ※目標年度:事業着手年度末	・直近5か年の当該地方公共団体における同事業の実施状況(当該地方公共団体は、事業実施主体が地域協議会の場合は当該地域協議会が存する市町村に読み替える。) 1地区又は活用なし……………5ポイント 2地区……………4ポイント 3地区……………3ポイント 4地区……………2ポイント 5地区……………1ポイント

事業区分	種別	達成すべき成果目標ポイント	成果目標に対する現況値ポイント
中山間地農業推進対策 中山間地農業ルネッサンス推進事業 (2)元気な地域創出モデル支援 ※G'1 の選択を必須とする。	G'1	・事業実施計画における取組種別数(①収益力向上、②販売力強化、③農用地保全、④複合経営、⑤生活支援) 4項目以上……………10ポイント 3項目……………8ポイント 2項目……………4ポイント 1項目……………2ポイント ※目標年度:事業着手年度末	(事業実施主体が都道府県の場合) ・都道府県(都道府県内のうち事業実施に關係する地域に該當する市町村の合計)の人口減少率(H7～R2年の比較) 15%以上……………5ポイント 10%以上～15%未満……………4ポイント 7%以上～10%未満……………3ポイント 2%以上～7%未満……………2ポイント 2%未満……………1ポイント (事業実施主体が市町村又は地域協議会の場合) ・市町村の人口減少率(H7～R2年の比較) 35%以上……………5ポイント 27%以上～35%未満……………4ポイント 19%以上～27%未満……………3ポイント 7%以上～19%未満……………2ポイント 7%未満……………1ポイント
	G'2	・研修会、検討会、説明会等の開催数(回) 4回以上……………10ポイント 3回……………8ポイント 2回……………4ポイント 1回……………2ポイント ※目標年度:事業着手年度末	・直近5か年の当該地方公共団体における同事業の実施状況(当該地方公共団体は、事業実施主体が地域協議会の場合は当該地域協議会が存する市町村に読み替える。) 1地区又は活用なし……………5ポイント 2地区……………4ポイント 3地区……………3ポイント 4地区……………2ポイント 5地区……………1ポイント
	G'3	・研修会、検討会、説明会等の参加者数(人) 100人以上……………10ポイント 40人～99人……………8ポイント 20人～39人……………6ポイント 10人～19人……………4ポイント 10人未満……………2ポイント ※目標年度:事業着手年度末	・直近5か年の当該地方公共団体における同事業の実施状況(当該地方公共団体は、事業実施主体が地域協議会の場合は当該地域協議会が存する市町村に読み替える。) 1地区又は活用なし……………5ポイント 2地区……………4ポイント 3地区……………3ポイント 4地区……………2ポイント 5地区……………1ポイント
	G'4	・試験導入、新規作物、モデル事例等の取組数(品目、種類) 4以上……………10ポイント 3……………8ポイント 2……………4ポイント 1……………2ポイント ※目標年度:事業着手年度末	・直近5か年の当該地方公共団体における同事業の実施状況(当該地方公共団体は、事業実施主体が地域協議会の場合は当該地域協議会が存する市町村に読み替える。) 1地区又は活用なし……………5ポイント 2地区……………4ポイント 3地区……………3ポイント 4地区……………2ポイント 5地区……………1ポイント
中山間地農業推進対策 農村型地域運営組織形成推進事業 (1)農村 RMO モデル形成支援 ア 活動着手支援型 イ 一般型 ウ 地域連携型	H1	・地域協議会の活動範囲としている集落の数 $21 \leq X$ ……………10ポイント $12 \leq X < 21$ ……………8ポイント $8 \leq X < 12$ ……………6ポイント $6 \leq X < 8$ ……………4ポイント $X < 6$ ……………2ポイント ※目標年度:事業着手年度末	・地域協議会の活動範囲としている集落のうち戸数が最小の集落における戸数 $X \leq 14$ ……………5ポイント $15 \leq X \leq 26$ ……………4ポイント $27 \leq X \leq 43$ ……………3ポイント $44 \leq X \leq 87$ ……………2ポイント $88 \leq X$ ……………1ポイント

事業区分	種別	達成すべき成果目標ポイント	成果目標に対する現況値ポイント
	H2	・地域協議会構成員の所属種別数(①集落協定、②集落営農、③農業法人、④自治体・町内会、⑤婦人会・PTA、⑥社会福祉協議会、⑦学校関係、⑧その他の団体) 6種類以上……………10ポイント 5種類……………8ポイント 4種類……………6ポイント 3種類……………4ポイント 2種類以下……………2ポイント ※目標年度:事業着手年度末	・直近5か年の当該地方公共団体における同事業の実施状況(当該地方公共団体は、事業実施主体が地域協議会の場合は当該地域協議会が存する市町村に読み替える。) 1地区又は活用なし……………5ポイント 2地区……………4ポイント 3地区……………3ポイント 4地区……………2ポイント 5地区……………1ポイント
中山間地農業推進対策 棚田地域振興対策推進事業	I1	・認定棚田地域振興活動計画における目標設定数 $15 \leq X$ ……………10ポイント $11 \leq X \leq 14$ ……………8ポイント $7 \leq X \leq 10$ ……………6ポイント $4 \leq X \leq 6$ ……………4ポイント $X \leq 3$ ……………2ポイント ※目標年度:事業着手年度末	・指定棚田地域振興協議会構成員の所属種別数(①集落協定、②棚田保全団体・町内会、③自治体、④土地改良区・水利組合、⑤JA(農業関連団体)、⑥学校関係、⑦民間企業、⑧NPO・その他の協議会・組合) 6種類以上……………5ポイント 5種類……………4ポイント 4種類……………3ポイント 3種類……………2ポイント 2種類以下……………1ポイント
	I2	・担い手又は棚田の保全に取り組む人数の増加率(%) (担い手の場合) $65 \leq X$ ……………10ポイント $50 \leq X < 65$ ……………8ポイント $40 \leq X < 50$ ……………6ポイント $25 \leq X < 40$ ……………4ポイント $X < 25$ ……………2ポイント (棚田の保全に取り組む人数の場合) $200 \leq X$ ……………10ポイント $145 \leq X \leq 200$ ……………8ポイント $90 \leq X \leq 145$ ……………6ポイント $50 \leq X \leq 90$ ……………4ポイント $X < 50$ ……………2ポイント ※目標年度:事業着手年度末	・現時点における棚田の保全に携わる人数 $15 \leq X$ ……………5ポイント $11 \leq X \leq 14$ ……………4ポイント $7 \leq X \leq 10$ ……………3ポイント $4 \leq X \leq 6$ ……………2ポイント $X \leq 3$ ……………1ポイント
	I3	・棚田地域振興に係るイベントの参加数の増加率(%) $285 \leq X$ ……………10ポイント $225 \leq X \leq 285$ ……………8ポイント $170 \leq X \leq 225$ ……………6ポイント $110 \leq X \leq 170$ ……………4ポイント $X < 110$ ……………2ポイント ※目標年度:事業着手年度末	・事業申請時点における直近1年間の棚田地域振興に係るイベント参加者の総数(人) $50 \leq X$ ……………5ポイント $40 \leq X \leq 49$ ……………4ポイント $30 \leq X \leq 39$ ……………3ポイント $20 \leq X \leq 29$ ……………2ポイント $X \leq 19$ ……………1ポイント
	I4	・保全を図る棚田面積における荒廃農地発生防止面積の割合(%) $105 \leq X$ ……………10ポイント $100 \leq X < 105$ ……………8ポイント $95 \leq X < 100$ ……………6ポイント $90 \leq X < 95$ ……………4ポイント $X < 90$ ……………2ポイント ※目標年度:事業着手年度末	・保全を図る棚田における荒廃農地の増加面積(ha) ※発生した面積から再生利用された面積を減じた値(過去3か年の平均値) $X < -0.1$ ……………5ポイント $-0.1 \leq X < 0.1$ ……………4ポイント $0.1 \leq X < 0.2$ ……………3ポイント $0.2 \leq X < 0.3$ ……………2ポイント $0.3 \leq X$ ……………1ポイント

事業区分	種別	達成すべき成果目標ポイント	成果目標に対する現況値ポイント
最適土地利用総合対策 最適土地利用総合事業 ・最適土地利用推進事業 ・最適土地利用整備事業	J1	・地区面積における荒廃農地解消面積の割合(%) $10.0 \leq X$ ……………10ポイント $3.0 \leq X < 10.0$ ……………8ポイント $0.9 \leq X < 3.0$ ……………6ポイント $0.7 \leq X < 0.9$ ……………4ポイント $X < 0.7$ ……………2ポイント	・地区面積における荒廃農地面積の割合(%) $X < 0.2$ ……………5ポイント $0.2 \leq X < 2.0$ ……………4ポイント $2.0 \leq X < 7.0$ ……………3ポイント $7.0 \leq X < 20.0$ ……………2ポイント $20.0 \leq X$ ……………1ポイント
	J2	・地区面積における荒廃農地発生防止面積の割合(%) $13.0 \leq X$ ……………10ポイント $5.0 \leq X < 13.0$ ……………8ポイント $2.0 \leq X < 5.0$ ……………6ポイント $0.4 \leq X < 2.0$ ……………4ポイント $X < 0.4$ ……………2ポイント	・荒廃農地の増加面積(ha) ※発生した面積から再生利用された面積を減じた値(過去3か年の平均値) $X < -0.2$ ……………5ポイント $-0.2 \leq X < 0.1$ ……………4ポイント $0.1 \leq X < 3.0$ ……………3ポイント $3.0 \leq X < 14.0$ ……………2ポイント $14.0 \leq X$ ……………1ポイント
最適土地利用総合対策 荒廃農地再生支援事業	J'1	・地域計画の農用地等面積に占める、荒廃農地解消後の農地の受け手の耕作面積の割合(%) $1.40 \leq X$ ……………10ポイント $0.6 \leq X < 1.40$ ……………8ポイント $0.3 \leq X < 0.6$ ……………6ポイント $0.15 \leq X < 0.3$ ……………4ポイント $X < 0.15$ ……………2ポイント ※目標年度:事業着手年度末	・地域計画の農用地等面積に占める、地域計画における今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地の割合(%) $30 \leq X$ ……………5ポイント $10 \leq X < 30$ ……………4ポイント $4 \leq X < 10$ ……………3ポイント $1 \leq X < 4$ ……………2ポイント $X < 1$ ……………1ポイント
	J'2	・荒廃農地解消後の農地の受け手の耕作面積(ha) $1.8 \leq X$ ……………10ポイント $0.8 \leq X < 1.8$ ……………8ポイント $0.4 \leq X < 0.8$ ……………6ポイント $0.2 \leq X < 0.4$ ……………4ポイント $X < 0.2$ ……………2ポイント ※目標年度:事業着手年度末	・地域計画の現況の集積率(%) $75 \leq X$ ……………5ポイント $50 \leq X < 75$ ……………4ポイント $30 \leq X < 50$ ……………3ポイント $15 \leq X < 30$ ……………2ポイント $X < 15$ ……………1ポイント
	J'3	・荒廃農地解消後の農地の受け手の耕作面積に占める、解消する荒廃農地面積の割合(%) $50 \leq X$ ……………10ポイント $26 \leq X < 50$ ……………8ポイント $14 \leq X < 26$ ……………6ポイント $6 \leq X < 14$ ……………4ポイント $X < 6$ ……………2ポイント ※目標年度:事業着手年度末	・農地の受け手の現在の耕作面積(ha) $1.6 \leq X$ ……………5ポイント $0.60 \leq X < 1.6$ ……………4ポイント $0.29 \leq X < 0.60$ ……………3ポイント $0.10 \leq X < 0.29$ ……………2ポイント $X < 0.10$ ……………1ポイント

事業区分	種別	達成すべき成果目標ポイント	成果目標に対する現況値ポイント
都市農業機能発揮対策 都市農業共生推進等地域支援事業	K1	・イベント開催の増加数(回) $10 \leq X$ 10 ポイント $8 \leq X < 10$ 8ポイント $6 \leq X < 8$ 6ポイント $4 \leq X < 6$ 4ポイント $2 \leq X < 4$ 2ポイント	・事業申請時点における直近1年間のイベント開催の総数(回) $10 \leq X$ 5ポイント $7 \leq X < 10$ 4ポイント $3 \leq X < 7$ 3ポイント $0 < X < 3$ 2ポイント 0 1ポイント
	K2	・イベント等の売上高の増加額(万円) $30 \leq X$ 10 ポイント $20 \leq X < 30$ 8ポイント $10 \leq X < 20$ 6ポイント $5 \leq X < 10$ 4ポイント $1 \leq X < 5$ 2ポイント	・事業申請時点における直近1年間のイベント等の売上高の総額(万円) $20 \leq X$ 5ポイント $10 \leq X < 20$ 4ポイント $5 \leq X < 10$ 3ポイント $0 < X < 5$ 2ポイント 0 1ポイント
	K3	・イベント来場者の増加数(人) $200 \leq X$ 10 ポイント $100 \leq X < 200$ 8ポイント $50 \leq X < 100$ 6ポイント $30 \leq X < 50$ 4ポイント $10 \leq X < 30$ 2ポイント	・事業申請時点における直近1年間のイベント来場者の総数(人) $100 \leq X$ 5ポイント $70 \leq X < 100$ 4ポイント $30 \leq X < 70$ 3ポイント $0 < X < 30$ 2ポイント 0 1ポイント
	K4	・防災協力農地制度導入に向けた説明会等の開催の増加数(回) $5 \leq X$ 10 ポイント $4 \leq X < 5$ 8ポイント $3 \leq X < 4$ 6ポイント $2 \leq X < 3$ 4ポイント $1 \leq X < 2$ 2ポイント	・事業申請時点における直近1年間の防災協力農地制度導入に向けた説明会等の開催の総数(回) 0 5ポイント $1 \leq X < 2$ 4ポイント $2 \leq X < 3$ 3ポイント $3 \leq X < 4$ 2ポイント $4 \leq X$ 1ポイント
	K5	・防災協力農地の増加面積(ha) $0.5 \leq X$ 10 ポイント $0.4 \leq X < 0.5$ 8ポイント $0.3 \leq X < 0.4$ 6ポイント $0.2 \leq X < 0.3$ 4ポイント $0.1 \leq X < 0.2$ 2ポイント	・現況の防災協力農地の面積(ha) $X < 1$ 5ポイント $1 \leq X < 2$ 4ポイント $2 \leq X < 3$ 3ポイント $3 \leq X < 4$ 2ポイント $4 \leq X < 5$ 1ポイント
	K6	・防災協力農地制度導入に向けた説明会等の参加者の増加数(人) $50 \leq X$ 10 ポイント $40 \leq X < 50$ 8ポイント $30 \leq X < 40$ 6ポイント $20 \leq X < 30$ 4ポイント $10 \leq X < 20$ 2ポイント	・事業申請時点における直近1年間の防災協力農地制度導入に向けた説明会等の来場者の総数(人) $X < 10$ 5ポイント $10 \leq X < 20$ 4ポイント $20 \leq X < 30$ 3ポイント $30 \leq X < 40$ 2ポイント $40 \leq X$ 1ポイント
	K7	・市民農園(体験農園)の増加面積(ha) $0.5 \leq X$ 10 ポイント $0.4 \leq X < 0.5$ 8ポイント $0.3 \leq X < 0.4$ 6ポイント $0.2 \leq X < 0.3$ 4ポイント $0.1 \leq X < 0.2$ 2ポイント	・現況の市民農園(体験農園)の面積(ha) $X < 0.2$ 5ポイント $0.2 \leq X < 0.4$ 4ポイント $0.4 \leq X < 0.6$ 3ポイント $0.6 \leq X < 0.8$ 2ポイント $0.8 \leq X$ 1ポイント

別表 2（事業の継続性に基づくポイント）

事業実施主体が策定する事業実施計画の事業実施の確実性や事業完了後の事業の継続性に係るポイントは以下のとおりとし、ポイントの上限は 30 ポイントとする。

番号	評価項目	配点			評価の着眼点内訳		
		合計	内訳				
1	事業の趣旨・目的の理解度	5ポイント	3ポイント	3ポイント よく理解している	・事業の趣旨及び目的を理解した計画となっているか。 ※本項目が0ポイントの場合は、配分対象外とする。		
				1ポイント 理解している			
				0ポイント 理解していない			
			2ポイント	2ポイント よく対応している	・地域の課題やニーズに対応した取組となっているか。		
				1ポイント 対応している			
				0ポイント 対応していない			
2	事業実施による効果、事業内容の妥当性	5ポイント	5ポイント 該当数3		・成果目標に設定根拠があり、合理的かつ実現可能な設定となっているか。 ・事業費の積算根拠を確認できる資料が提出されているか。 ・成果目標達成に資する取組内容となっているか。		
			3ポイント 該当数2				
			1ポイント 該当数1				
			0ポイント 示されていない				
3	事業実施の確実性・継続性の確保	10ポイント	5ポイント		以下の項目に該当する場合、ポイントを加算する。 ・事業に必要な予算について、銀行からの融資等により適正に調達を行う計画か。 ・事業費に自治体の費用を含んでいるか。 ・事業完了後の持続可能な運営のため、事業実施計画における収支計画について、公認会計士や中小企業診断士等の専門家により検証しているか。		
			5ポイント	5ポイント 該当数3	以下の項目の該当数に応じてポイントを加算する。 ・事業計画書に自治体の関与（費用面以外）が明示されているか。 ・事業計画書に女性や若者の関与が明示されているか。 ・事業完了後の自立的かつ継続的な取組につながるものとなっているか（予算計画、自治体、女性、若者の関与以外の観点で記載されている場合該当）。		
				3ポイント 該当数2			
				1ポイント 該当数1			
				0ポイント 該当なし			
			4	事業遂行のための実施体制の妥当性	4ポイント	4ポイント よく確保されている	・代表者、運営責任者、事務局長及び経理責任者その他の事業実施に必要な人材や体制が確保されているか。
						2ポイント 確保されている	
						0ポイント 確保が不十分	
4ポイント	4ポイント 明確	・関係機関又は関係者の役割分担は明確か。					
	2ポイント おおよそ明確						
	0ポイント 不明確						
2ポイント	2ポイント 構築している	・行政との連携体制を構築しているか。					
	0ポイント 構築していない						

別表 3（他施策等との連携に基づく加算ポイント）

別表 1 及び別表 2 に定めるポイントに加え、以下に該当する事業の場合には、5 ポイントを上限として、加算できるものとする。

他施策との連携に基づく加算ポイントの内容
事業実施主体が策定する事業実施計画について、国土強靱化、二地域居住等、農村振興局長が別に定める他の施策と連携する取組及び以下の施策と関係する取組についてポイント加算を行う。 ・要綱別表 1 の(1)ア(イ) b(b)に定める地域資源活用・地域連携都道府県サポート事業のうち農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）実施要領（令和 4 年 4 月 1 日 3 農振第 2921 号）別記 2-2 の第 2 の 1(2) に定める地域資源活用・地域連携促進事業（以下「地域資源活用・地域連携促進事業」という。）に基づく、地域と地域金融機関等が連携して地域課題を解決する官民共創に係る施策 ・地域資源活用・地域連携促進事業に基づく、農山漁村の課題解決に貢献する取組が特定の社会的・環境的インパクトの創出につながっていること等を示す証明書制度により、農山漁村の課題解決に貢献したことが証明された取組について、企業等が地域内で継続し又は地域外へ展開する官民共創に係る施策 3 つ以上の施策との連携：5 ポイント 2 つ：3 ポイント 1 つ：1 ポイント

別表 4（民間資金・人材の活用に基づく加算ポイント）

別表 1 から別表 3 までに定めるポイントに加え、以下に該当する事業の場合には、5 ポイントを上限として、加算できるものとする。

民間資金・人材の活用に基づく加算ポイントの内容
(1) 事業実施主体又はその構成員が、クラウドファンディング、クラウドファンディング型ふるさと納税、企業版ふるさと納税その他の寄附の活用により民間資金を調達し、事業費の地方負担分に充当する場合又は事業実施計画に位置付けられていない取組であっても事業実施計画の効果を一層高めるために活用する場合 (2) 事業実施主体が、事業実施計画の効果を一層高めることを目的に、地域活性化起業人、企業版ふるさと納税（人材派遣型）その他の異なる業種から民間人材を確保する制度を活用し、事業実施体制の構築を行う場合 (1) 及び (2) の取組を行う場合：5 ポイント (1) 又は (2) のいずれかの取組を行う場合：3 ポイント

別表 5（都道府県加算ポイント）

別表 1 から別表 4 までに定めるポイントに加え、配分対象事業のうち、以下に該当する事業の場合には、5 ポイントを上限として、加算できるものとする。

都道府県加算ポイントの内容
都道府県が、特に重要性が高く優先的に実施する必要があると判断した事業については、加算対象とすることができる。 この場合において、各都道府県は、1 年度当たり 5 ポイントを上限として、加算できるものとし、加算対象とする事業が複数ある場合には、複数の事業を合わせて、5 ポイントを上限とする。

- 1 都道府県加算ポイントの上限については、過年度に都道府県加算ポイントを加算した事業のうち、事業が完了して本年度に報告のあった事業評価結果を反映させるものとする。

ポイントを加算した事業のうち、事業評価で定めた目標を達成できなかった事業数	ポイント上限から減じる数
0	0 ポイント
1 つ	－1 ポイント
2 つ以上	－2 ポイント

- 2 都道府県加算ポイントの上限については、前々年度の都道府県における農山漁村振興交付金の不用額（都道府県が配分を受けた割当額のうち、未執行となった額をいう。）を反映させるものとする。

前々年度都道府県別不用額率	ポイント上限から減じる数
5 %未満	0 ポイント
5 %以上 10%未満	－1 ポイント
10%以上	－2 ポイント

（注）前々年度都道府県別不用額率＝前々年度不用額／前々年度割当額×100

別表 6（中山間地域等加算ポイント）

別表 1 から別表 5 までに定めるポイントに加え、以下に該当する事業の場合には、3 ポイントを上限として、加算できるものとする。

中山間地域等加算ポイントの内容
中山間地域等において事業を行う場合については、3 ポイントを加算できるものとする。 「中山間地域等」には農林統計上の定義による中間農業地域、山間農業地域に加え、以下の指定を受けている対象地域が含まれる。 ・ 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成 5 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項に該当する「特定農山村地域」 ・ 山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）第 7 条第 1 項により指定された「振興 山村」 ・ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）第 2 条に該当する「過疎地域」 ・ 半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）第 2 条第 1 項により指定された「半島 振興対策実施地域」 ・ 離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項により指定された「離島 振興対策実施地域」 ・ 沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）第 3 条第 1 項により定義された「沖縄」 ・ 奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 1 条に規定された「奄美群島」 ・ 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和 44 年法律第 79 号）第 4 条第 1 項により定義された「小笠原諸島」 ・ 豪雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年法律第 73 号）第 2 条第 2 項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯 ・ 棚田地域振興法（令和元年法律第 42 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき指定された指定棚田地域 ・ 旧急傾斜地帯農業振興臨時措置法（昭和 27 年法律第 135 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき指定された急傾斜地帯又は受益地域内の平均傾斜度が 15 度以上の地域（水田地帯を除く。）